

衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 15 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号）

- ・ 森法務大臣、武田国務大臣及び一宮人事院総裁に対し質疑を行いました。
（質疑者）後藤祐一君（立国社）、藤野保史君（共産）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

後藤祐一君（立国社）

- （1） 本法律案の施行後における国家公務員の勤務延長及び役職定年の延長を認める基準は現行における勤務延長を認める基準とほぼ同じとなるかの確認
- （2） 勤務延長及び役職定年の延長を認める基準に関し方向性を示す文書の存否

藤野保史君（共産）

- （1） 現行の検察官の定年制度
 - ア 年齢以外の要素を考慮せず、勤務延長を一切認めない制度となっている理由
 - イ 年齢以外の要素を考慮すると政治的介入の余地を生むとの意見に対する武田国務大臣の認識
- （2） 本法律案により検察官に勤務延長の特例を設けると、検察官の独立性を害し、三権分立を脅かすとの意見に対する武田国務大臣の見解
- （3） 検察官の勤務延長の特例について詳細な要件を定めたとしても、それに合致するかを内閣が判断することとなれば、内閣の恣意的な判断を許すのではないかとの意見に対する武田国務大臣の見解
- （4） 一般職の国家公務員の勤務延長の再延長において任命権者とは別に人事院の承認を必要としている理由
- （5） 本法律案が憲法の基本原理である権力分立に反するとの意見に対する武田国務大臣の認識
- （6） 法務省が今年に入って新たに勤務延長制度に関する整理を行い、本法律案を提出したことは、黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長が原因ではないかとの意見に対する見解
- （7） 本法律案が検察の公正さや在り方を変えてしまう危険性があるとの意見に対する武田国務大臣の認識

（ここから法務大臣出席）

後藤祐一君（立国社）

本法律案による検察庁法の改正

- ア 松尾元検事総長らが反対する意見書を提出することについての森法務大臣の見解
- イ アの意見書が手元に届いた後、法務大臣としてのコメントを出すことについての確認
- ウ 検察官の定年延長または役職定年延長を認める場合についての基準
 - a 明確化の必要性
 - b 昨年 10 月の段階において、検事長が 63 歳以降も在職できる規定を作らなければ著しい支障が生じるような事例の有無
 - c 昨年 10 月以降において、63 歳以降も検事長が在職しなければならなかった事例は、黒川東京高等検察庁検事長の事例のみであることの確認
 - d ここ数年の国際的組織犯罪又はサイバー犯罪で最も複雑化したと思われる事案各 5 件について、公判中に検察幹部が異動し、業務の継続的遂行に重大な障害が生じたことの有無

- e dに係る事案と同程度の複雑困難事件であれば、定年延長または役職定年の延長は必要ないことの確認
- f dのような事案が複数同時に発生した例の有無
- g 引継ぎ可能な業務であれば、定年延長、役職定年延長の必要はないとする考えに対する森国務大臣の見解
- h dのような事案における検事長の具体的な業務
- i 重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためとする基準を新基準では使わないことについての森国務大臣への確認
- j iの基準は、どの検事長にも当てはまるとする考えに対する森法務大臣の見解
- k 今後、黒川東京高等検察庁検事長の定年延長に係る閣議請議文書にある表現を延長理由として使用する可能性
- l 検察官に特化した厳格な基準を設けることについての森法務大臣の見解
- m lの基準の具体的なイメージ
- n 人事院規則ができるまでは本委員会でlの基準の具体的なイメージが示せないことの確認

藤野保史君（共産）

検察官の勤務延長に関する規定

- ア 現行の検察庁法第22条が定年について年齢以外の要件を考慮していない理由
- イ 本法律案で検察官の勤務延長に関する規定を設けることが任命に関し内閣による恣意的な解釈の余地を作るとの認識の有無
- ウ 本法律案により検察官の勤務延長について人事院の承認ではなく内閣が判断することとなり、内閣による恣意的な任命の余地が生まれる可能性
- エ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長を行ったことが検察庁法改正案における問題の全ての発端であることの確認
- オ 検察官の勤務延長制度が検察官の委縮につながる制度ではないかとの懸念に対する森法務大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長に関し、閣議請議の決裁文書以外の個別人事に係る行政文書の有無
- (2) 検察官の定年を68歳に引き上げるという提案に対する森法務大臣の見解

(ここまで法務大臣出席)